

樽前慈生園 短期入所生活介護事業所及び 介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人苫小牧慈光会が開設する樽前慈生園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員（以下「短期入所生活介護事業従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業従事者は、要介護状態又は要支援状態等になった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|--|
| (1) | 名 称 | 樽前慈生園短期入所生活介護事業所
樽前慈生園介護予防短期入所生活介護事業所 |
| (2) | 所在地 | 苫小牧市美原町3丁目9番1
(特別養護老人ホーム樽前慈生園) |

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。(介護予防短期入所生活介護を含む。)

(1) 管理者 1名(常勤職員)

- ① 管理者は、事業所の従業員の管理及び事業所の利用者の短期及び介護予防短期入所生活介護の利用に係る調整、業務の実施把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所の運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 医 師 1 名 (非常勤職員)
- ① 医師は、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所の利用者に対して行った健康管理に対して、その者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。
- (3) 生活相談員 1 名 (常勤職員 1 名)
- ① 生活相談員は、利用者の心身の状況やその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者、家族に対して適切に相談援助等を行う。
- (4) 介護支援専門員 1 名 (常勤職員 1 名)
- ① 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画は、居宅サービス計画に沿って、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成するものとする。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の実施状況等を従業者と協議し、併せて必要に応じて居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更等の業務を行うとともにその内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- (5) 看護師 常勤換算で 4 名以上
- ① 看護職員は、利用者の健康保持、増進のための援助を行う。
- (6) 介護職員 常勤換算で 3 6 名以上
- ① 介護職員は、利用者の特性と健康状態に注意し、適切な介護サービスを行う。
- (7) 栄養士 1 名以上 (常勤職員 1 名)
- ① 管理栄養士は、利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、豊かな食生活が提供されるよう栄養管理業務を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1 名以上 (常勤職員 1 名)
- ① 機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。
- (9) 事務職員 2 名 (常勤兼務 1 名、非常勤 1 名)
- ① 利用者の徴収金の管理及び会計等を行う。

第 3 章 利用定員及び通常の送迎実施地域

(空床利用)

- 第 5 条 施設利用者が入院等により自室を留守にしている間、居室利用者の了解を得られた場合に利用する。
- 2 利用者の退所後、新規入所者が入所されるまでの間とする。

(通常の送迎の実施地域)

- 第 6 条 通常の送迎の実施地域は、苫小牧市とする。

第 4 章 利用者に対するサービスの内容及び 利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第 7 条 施設サービスの提供に当たって、利用者申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、

職員の勤務体制、その他サービスの選択に資す重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(利用及び退所)

第 8 条 心身に著しい障害があり、居宅において一時的に介護が困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 利用申込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 4 利用者が退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報提供やその家族に施設での生活、介護状況等の情報提供を行うように努める。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第 9 条 施設の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、サービスの内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。

(サービスの取り扱い方針)

第 10 条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、必要事項を分かりやすく説明する。
- 3 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- 4 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第 11 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう利用者の心身の状況に応じて適切な介護技術をもって行う。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持。
- (2) おむつを使用せざるを得ない利用者について、適切に交換する。
- (3) 離床、着替え、整容等介護を行い、心身の活性化を図る。
- (4) 生活機能の改善又は維持のための生活機能訓練。
- (5) 健康管理。

(食事の提供)

第 12 条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、又、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行う。

- 2 食事時間はおおむね次の時間とする。

(1) 朝食	午前 7時30分～
(2) 昼食	午後 0時00分～
(3) 夕食	午後 17時30分～

(相談及び援助)

第13条 利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第14条 教養娯楽設備等を備える他、便宜利用者のためにレクリエーションの機会を設ける。

(機能訓練)

第15条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な生活動作訓練を行い、機能の減退防止を図ることに努める。

(健康管理及び緊急時における対処方法)

第16条 施設の医師（嘱託医）又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための必要な措置を講ずる。

2 利用者に病状の急変が生じた場合、事業所が定めた協力医療機関及び主治医への連絡を行うなど必要な措置を講ずる。

(利用料等の受領)

第17条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス費の1割とし、その他各種加算等においても同様とする。

但し、負担能力のある一定以上の所得の方については、2割、3割とする。

利用者負担割合の要件

要介護認定を受けている第1号被保険者(65歳以上)	本人の合計所得金額	年金収入＋その他の合計所得金額の合計金額	負担割合
	220万円以上	単身世帯で340万円以上 又は2人以上世帯で463万円以上	3割負担
		単身世帯で280万円～340万円未満 または2人以上世帯で346万円以上	2割負担
	160万円以上 220万円未満	単身世帯で280万円以上 または2人世帯で346万円以上	2割負担
	220万円以上	単身世帯で280万円未満 または2人以上世帯で346万円未満	1割負担
	160万円以上 220万円未満		
	160万円未満		

*第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

2 特定入所者介護サービス費としての居住費（滞在費）及び食費（食材料費及び調理費）は、厚生労働大臣が定めた基準費用額を限度額として、費用を徴収する。

但し、市町村民課税状況により利用者負担段階が1段階から3段階に該当する利用者が

負担限度額（費用の軽減措置）が講じられた場合、その額を利用者から徴収する。

なお、食費（食材料費及び調理費）については、1食毎に分け食した実食数を徴収する。

(1)	ユニット型個室	1日	2,066円
(2)	食費（食材料費及び調理費）	1日食費合計	1,445円
		朝	361円
		昼	506円
		夕	578円

居住費・食費の負担額（令和7年4月施行）

対 象 者		区 分	居住費	食費（食 料費、 調理費）
			ユニット型個室	
生活保護受給者		利用者負 担段階1	880円 (日 額)	300円 (日 額)
世帯全 員（世帯 分離し ている 配偶者 を含む。）が 市町村 民非課 税	老齢福祉年金受給者	利用者負 担段階1	880円 (日 額)	300円 (日 額)
	課税年金収入額と非課 税年金収入額と合計所 得金額の合計が80. 9万以下の方	利用者負 担段階2	880円 (日 額)	600円 (日 額)
	利用者負担第2段階以 外の方（課税年金収入 が80.9万円超12 0万円未満の方など）	利用者負 担段階3 ①	1,370円 (日 額)	1,000円 (日 額)
	利用者負担第2段階以 外の方（課税年金収入 が120万円超の方な ど）	利用者負 担段階3 ②		1,300円 (日 額)
上 記 以 外 の 方		利用者負 担段階4	施設との契約により設定されます。 なお、所得の低い方に補足的な給付 を行う場合に基準となる平均的な費 用額は次のとおりです。	
			2,066円 (日 額)	1,445円 (日 額)

3 前項のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から実費徴収する。

- (1) 理美容代（実費）
- (2) 日用品費（実費）
- (3) 利用者が選定する特別な食事（実費）
- (4) 日常生活費のうち、利用者が負担させることが適当と認められる身の回り品、教養
娯楽費（実費）

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した
上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(保険給付の請求のための証明書)

第18条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者及びその家族に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第19条 利用者は、管理者、生活相談員、看護師、介護職員などの支援による日課を励行、共同生活の秩序を保ち相互の親睦を図る。

(衛生保持)

第20条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第21条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又は、これを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、消防機関、関連施設、地域と連携し、避難、救出その他必要な訓練等を行う。
- 3 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 4 従事者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（年1回・適宜）及び訓練（シミュレーション）を定期的（年1回）に実施する。
- 5 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制）

第23条 利用者に対して適切なサービスを提供できよう職員の勤務体制を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従事者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - （1） 採用時研修
 - （2） 継続研修

（衛生管理等）

第24条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品・医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - （1） 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知する。
 - （2） 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3） 介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修（年1回）並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）を定期的（年2回）に実施する。
- 3 上記内容の他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（掲 示）

第25条 施設内に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第26条 職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（広 告）

第27条 施設の広告をする場合には、その内容を虚偽又は誇大なものとししない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第28条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

(虐待防止に関する事項)

第29条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第30条 利用者からの苦情を迅速且つ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の依頼、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

市町村から指導又は助言を得た場合には、それに従い改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第31条 施設運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第32条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

附 則

- | | | |
|---|--------------------|------------|
| 1 | この規定は、令和 3 年 4 月 | 1 日から施行する。 |
| 2 | この規定は、令和 3 年 8 月 | 1 日から施行する。 |
| 3 | この規定は、令和 3 年 1 1 月 | 1 日から施行する。 |
| 4 | この規定は、令和 3 年 1 2 月 | 1 日から施行する。 |
| 5 | この規定は、令和 4 年 4 月 | 1 日から施行する。 |
| 6 | この規定は、令和 5 年 1 0 月 | 1 日から施行する。 |
| 7 | この規定は、令和 6 年 8 月 | 1 日から施行する。 |
| 8 | この規定は、令和 7 年 4 月 | 1 日から施行する。 |